

岩手県告示第152号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年2月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古市崎楸ヶ崎第13地割9の50
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 公益上の理由